

太田市消防水利設置指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市の開発事業に対し、消防活動上必要な消防水利の設置指導及び維持管理に関する事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 次の開発行為について適用する。ただし、自己の居住用の開発事業は適用しない。

- (1) 都市計画法に基づく開発区域の面積が1,000㎡以上となる開発事業
- (2) 太田市の開発事業指導要綱に基づき適用される開発事業
- (3) 開発面積が1,000㎡未満であっても特に市が消防水利施設を必要と認める開発事業

(事前協議)

第3条 開発事業を行う事業者は、事前に消防水利について必要な事項を明記し、消防本部警防課と緊密な連絡協議を行いその指示に従うこと。

2 第1項の規定による協議が成立したときは、事業者と市長との間で協議書(様式第1号)を取り交わすものとする。

(意見書の交付)

第4条 市長は、事業の計画及び施工に関し、消防水利についての意見を太田市開発事業指導要綱意見書に記入して、事業者に交付するものとする。

(消防水利の設置基準)

第5条 開発事業に伴い設置する消防活動上必要な消防水利は、消防水利の基準を定める告示(昭和39年12月10日消防庁告示第7号。以下「消防水利の基準」という。)に基づき設置するものとする。

(消防水利の種類及び型式)

第6条 防火水槽は、消防水利の基準及び国が行う補助の対象となる消防施設の基準額(昭和29年総理府告示第487号)第2条に基づき次に定めるものとする。ただし、蓋については太田市消防本部指定型とする。

- (1) 空地用
- (2) 道路用
- (3) 公園用

2 消火栓は、消防水利の基準による他、水道局が指定したものとする。

3 その他の水利は、消防水利の基準に従い次のものとする。

- (1) 防火井戸
- (2) プール
- (3) 池・沼
- (4) 河川
- (5) 前各号に掲げるもののほかの水利

(消防水利の適合条件)

第7条 水利は、消防ポンプ自動車容易に接近し、取水できるもので次に掲げる条件に適合するものとする。

- (1) 公設消火栓の水量は、毎分1㎡以上の取水量で、かつ、連続して40分以上使用できるもの。
- (2) 消火栓以外の水利
 - ア 原則として公道に面すること。
 - イ 地盤面からの落差が4.5m以下のもの。

ウ 取水部分の水深が0.5 m以上のもの。

エ 吸管投入孔のある場合は、直径0.6 m以上又はその一辺が0.6 m以上のもの。

オ 水量は、放水量が毎分1 m³で40分間以上使用できるもの。

カ 年間を通して取水可能であること。

(3) 設置位置

消防水利の設置位置は、消防水利の不足する区域を充足できる位置とする。

(水利標識の設置)

第8条 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の2に基づき設置すること。

(消防水利の維持管理)

第9条 消防水利の維持管理は、次によるものとする。

(1) 防火水槽は、非自己用、自己用の開発行為で区分し、非自己用にあつては工事完了後において太田市消防本部が管理し、自己用にあつては開発者が維持管理する。

(2) 消火栓は、工事完了後、太田市消防本部が管理する。

(3) その他の水利は、太田市消防本部と開発者で協議して決定する。

(土地の帰属)

第10条 土地の帰属は、次により市に帰属する。

(1) 非自己用の開発行為による防火水槽の土地

ア 地目

原則として雑種地とする。ただし、道路・公園等に設置したときは市と協議して決定する。

イ 面積

防火水槽基礎敷より周囲60cmの空地をとり、公道に面するまでの面積とし境界杭等により区域を明確にする。

ウ 登記方法

嘱託登記とする。

(2) 自己用の開発行為による防火水槽の土地

原則として開発者の土地とする。ただし、災害時は太田市消防本部が使用できるものとする。

(3) 消火栓の土地

公道設置のため道路敷として帰属させる。

(4) その他の消防水利の土地

帰属について太田市消防本部と開発者で協議して決める。

(消防水利の緩和及び免除)

第11条 開発事業に伴い設置予定になっている消防水利及び公設消防水利の設置予定箇所を基点とし、その有効範囲内に新たな開発事業が生じた場合は、事業者相互において話し合いをし、前開発者が合意したときは、当該消防水利が完成したあと、後者の開発事業は消防水利の設置を免除する。

2 開発場所近隣に消防水利があり、その有効範囲が開発区域すべてを満たした場合は消防水利の設置を免除する。ただし、近隣の消防水利が消火栓のみに偏している場合は、太田市消防本部の指示を受けること。

(1) 自己用の開発行為による消防水利の免除等。

ア 開発面積3,000㎡未満の開発事業の場合、近隣の消防水利の有効範囲が3分2以上充足すれば、消防水利の設置を免除する。

イ 開発面積20,000㎡以上で消防法第17条の規定により消防用水が必要となる場合、その充足部分は免除する。

ウ 消防法第17条の規定により消火設備の水源（受水槽）を設置する場合は、次により併用できる。

（ア）公道に面し、消防自動車が容易に接近できる位置であること。

（イ）容量は、受水槽の必要量を加算した容量とする。

(2) その他、太田市消防本部が支障ないと認めた場合

（工事着工届）

第12条 消防水利施設の工事着工は、工事の7日前に工事着工届（様式第2号）により届け出ること。

（消防水利の検査）

第13条 中間検査は、防火水槽のみを実施し検査事項は防火水槽検査表（別表）に定める検査とする。

2 完成検査は、防火水槽・消火栓・その他の水利をすべて実施する。

（工事完了届）

第14条 消防水利施設の工事完了は、完成検査を受けてから7日後までに工事完了届（様式第3号）により届け出ること。

（消防水利の引継）

第15条 非自己用の開発行為による防火水槽施設の引継は、土地の帰属が確認された後、公共施設引継書（様式第4号）により行うこと。

2 消火栓施設の引継ぎは、完成検査合格後、公共施設引継書（様式第4号）により行うこと。

3 その他の消防水利の引継は、太田市消防本部と開発者で協議して決定する。

4 市長は、帰属した公共施設について、公共施設請書（様式第5号）を事業者に交付するものとする。

（事務処理）

第16条 消防水利設置の事務処理は、次により行う。

(1) 協議書

(2) 工事着工届

(3) 工事中間検査（防火水槽のみ）

(4) 完成検査

(5) 工事完了届

(6) 土地の帰属（自己用防火水槽、消火栓を除く）

(7) 公共施設引継

(8) 公共施設請書の交付（太田市消防本部より開発者へ送付する）

附 則

この要綱は平成17年3月28日より施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日より施行する。